

日本における サードセクター構築は可能か

JACEVO立ち上げの背景とねらい



名古屋大学大学院教授/
市民フォーラム21
NPOセンター代表理事
後 房雄

◎後 房雄 ふさお
1954年生まれ。京都大学法学部卒。名古屋大学法学修士。専門は行政学、政治学、NPO論。84年名古屋大学助教授、90年より教授。著書に『政権交代のある民主主義』(窓社)、『市民参加型社会とは』(共著、有斐閣)、『事業委託におけるNPO-行政関係の実態と成熟への課題』(市民フォーラム21・NPOセンター)など。

評価が分かれる公益法人制度改革

2006年5月に可決され、08年12月に施行された公益法人制度改革については、かなり大きく評価が分歧している。民法34条以下の一連の条文の削除を重視するか、実際に制定された一般社団・財団や公益社団・財団についての法律の内容を重視するかという点が一つの分歧点だろうし、NPO法人だけにとどまらない今後の日本におけるサードセクターの構築についてどのように考へているかによつても、今回の改革の評価は左右される。

私自身、公益法人制度改革に

統一的な非営利法人制度や本来のサードセクターの構築にとても不可欠の前提と位置づけられるものである。行政改革の文脈での公益法人制度改革は、決して「不純」なものとして過小評価すべきではなく、本来の公益法人制度改革への別の角度から切り込みとして位置づけるべきなのである。

同様のことは、介護保険制度の導入(選択と競争の導入)がその中で顕著にシェアを低下させつつある社会福祉法人の自己

NPO法から10年を経た課題

私が敢えて今回の公益法人制度改革の重要性を強調するのは、NPO法人の世界に直接関わりながら、日本におけるサードセクター構築という課題を考え続けてきたという事情とも関係している。もともとは、各種の社会運動や協同組合運動などに関わっていたが、1997年11月に市民フォーラム21・NPOセンターの代表理事になつて以降は、経営者としての責任もあり、

改革を迫つてのこと、公の施設に関する指定管理者制度が外郭団体的な公益法人(施設管理協会など)の生き残りをかけた自己改革を迫つていることなどに關しても指摘できる。

こうした主張の基礎には、私自身の政治学者、行政学者としての問題関心が存在することはもちろんであるが、NPOなしサードセクター関係者にとっても無縁のことだとは考えられない。

06年にかけて、NPO法人の認証数が1万8261、2万3609、2万9597と急増するのと並行して、1団体あたりの平均年間収入が、20079万円、1799万円、1346万円と急減しているという実態がある。

06年の調査データでは、年間財政規模が500万円未満で有給職員を1人も雇用していないで、あるう小規模な団体が4割強と大きな割合を占めている。

また、「官から民へ」の動きによって公的資金による事業の実施が急速に民間に移行する中で、NPO法人のシェアは小さくまであり、最も伸びている

介護保険の分野でも訪問介護の事業所数で約6% (06年) であり、指定管理者では06年の段階で1・7%にとどまる。その結果として、NPO法人全体の収

入源の構成を見ると、一般的に形で本来のサードセクターの姿をミニチュア版で具現して見せることで、本格的な公益法人改革とサードセクター構築への突破口を開いたともいえる。

しかし、他方では、04年から

06年にかけて、NPO法人の認証数が1万8261、2万3609、2万9597と急増するのと並行して、1団体あたりの平均年間収入が、20079万円、1799万円、1346万円と急減しているという実態がある。

また、「官から民へ」の動きによって公的資金による事業の実施が急速に民間に移行する中で、NPO法人のシェアは小さくまであり、最も伸びている

介護保険の分野でも訪問介護の事業所数で約6% (06年) であり、指定管理者では06年の段階で1・7%にとどまる。その結果として、NPO法人全体の収

ことができる」の改正をめざしながらも、現実的な選択として民法の特別法という形で成果を生み出すことを優先した経過を想起するなら、今回、他ならぬ民法34条の実質削除が実現したことと過小評価することはできない。

関連して、今回の公益法人制度改革が、本来の公益法人改革の文脈ではなく、内閣府の行政改革推進本部事務局などが主導した行政改革の文脈で実現したことにも不信感を持つ向きもある。

確かに、日本における統一的な非営利法人法制のあり方に関する明確な理念に基づく改革が望ましいことはもちろんであるが、日本における現実のサードセク

ター自体が主務官庁制のもとでの分断的な実態を脱却し得ないことに、そして、社会において

在しないことを考へれば、それは、現時点では、ないものだ

りと言わざるを得ない。

そうした中で、行政改革の文脈であったとしても、ともかく

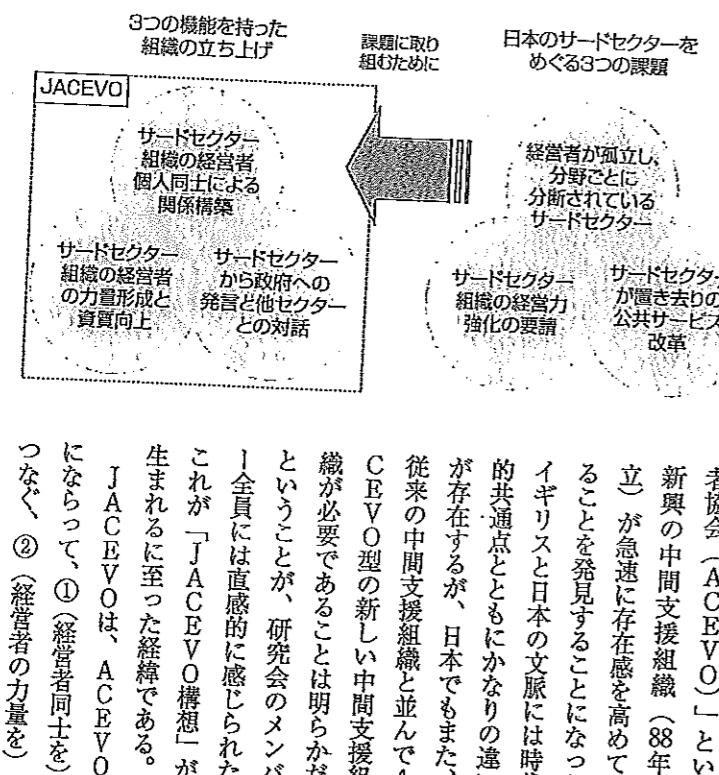
およびその基礎にあるお手盛りも民法34条の削除が実現したことと過小評価されるべきではない。

さらに言えば、今回

の改革は、官僚OBの外郭団体への天下りや高額給与、退職金、

隨意契約などに対する批判の高まりの中で行われたわけであつて、そうした外郭団体改革は、

図表2 日本初のサードセクター経営者組織の設立



JACEVO
① サードセクター組織の経営者個人同士による関係構築
② サードセクターから政府への発言と他セクターとの対話
③ サードセクター組織の力量形成と資質向上

日本語での第三セクターという言葉は外郭団体的株式会社を指す言葉として定着してしまって

いるので、敢えてカタカナで表記する。この言葉の採用にあたっては、イギリスの労働党政権

が06年に「サードセクター庁」を大臣庁として設置したことにより、象徴されるように、従来のボランティアセクターという言葉に代えて、より広いサードセクターという言葉を採用していることが刺激となつた。

07年後半に何人かのNPOリーダーと意見交換する中で、予想以上に問題関心が共通することを発見し、08年初めから1年間ほどの研究会を経て、09年初めから「日本サードセクター経営者協会（通称JACEVO）」の設立準備を始めるところになった。その直接の問題関心は右に述べた通りであるが、検討の過程で、経営者の力量強化という課題は、NPO法人だけではなく、各種公益法人、協同組合、社会的企業など他のサードセクター組織にも共通の課題となっていることを

アも含めて関係者がより多様であります。①②③④⑤

JACEVO構想のねらい

07年後半に何人かのNPOリーダーと意見交換する中で、予想以上に問題関心が共通することを発見し、08年初めから1年間ほどの研究会を経て、09年初めから「日本サードセクター経営者協会（通称JACEVO）」の設立準備を始めるところになった。その直接の問題関心は右に述べた通りであるが、検討の過程で、経営者の力量強化という課題は、NPO法人だけではなく、各種公益法人、協同組合、社会的企業など他のサードセクター組織にも共通の課題となっていることを

アも含めて関係者がより多様であります。①②③④⑤

あり、事業収入以外に、寄附や助成金など多様な収入源があり得るという点が特徴であるが、求められる経営力の基本は共通である。

そして、私自身の経験的印象ではあるが、英米のNPO経営者が、ある程度、企業経営者とスキルを共有しているのと比較すると、日本のNPO経営者による企業経営のスキルの吸収はかなり不十分だと感じる。

図表1 NPO法人の収入源の推移（2004年～2006年）

	2004年	2005年	2006年
認可事業収入	29.6%	32.2%	25.9%
行政の委託事業収入	11.7%	10.0%	11.5%
行政の補助金	15.6%	6.4%	5.5%
会費・入会金収入	6.8%	6.3%	8.2%
寄附金・協賛金収入	6.2%	8.6%	8.5%
助成団体の助成金	2.7%	3.2%	2.3%
自主事業収入	16.8%	18.4%	16.7%
民間の委託事業収入	1.3%	3.4%	2.6%
その他	9.2%	11.6%	18.8%
1団体あたりの年平均収入	2079万円	1799万円	1346万円
調査時点のNPO法人認証数	18,261 (2004年8月)	23,609 (2005年9月)	29,597 (2006年10月)

出典：経済産業研究所のNPO法人調査のデータをもとに筆者作成